



いいえらいっ

初めての一人暮らしで気を付けてほしい
5大消費者トラブル

2023. 4
編集・発行
浜松市くらしのセンター
〒432-8032
浜松市中区海老塚町51-1

【電話相談】
市民相談 457-2025
交通事故相談 457-2233
消費生活相談 457-2205

4月は新年度のスタート。新大学生、新社会人などが一人暮らしを始める時期です。これまで経験したことのない複雑な契約や高額な契約もあります。

今月号では、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルと注意点を紹介します。



◆ 気を付けてほしい5大消費者トラブル

- 退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル
- 引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル
- 新生活を狙った“訪問販売”トラブル
- 新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル
- スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル



◆ ひとつアドバイス

- アパートなどの契約・入居・退去では、住宅の状況、契約内容、清算内容をよく確認し、疑問点は貸主側に確認しましょう。
- 引越し関連では、契約内容、価格とサービス内容を十分検討しましょう。また、引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- 不用品の処分を依頼するときは、作業内容、料金等をよく確認しましょう。
- 訪問販売では、その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族など身近な人に相談し、不要な契約であればきっぱり断りましょう。訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。
- もうけ話のトラブルは、季節に関係なく起きています。簡単にもうかる話はありません。うまい話には飛びつかないようにしましょう。借金をしてまでお金を支払わないようにしましょう。
- スマホなどの通信契約をするときは、料金プランやサービス内容、契約変更などを書面でもしっかり確認し、説明を受け、使い方にあった契約をしましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)

【参考・引用】若者向け注意喚起シリーズ No.13 (2023年3月1日) 発行:独立行政法人国民生活センター



エシカルコラム Vol.75 リサイクル



先月号に引き続き、包装容器のリサイクルについて紹介します。
リサイクルの意義を知って、気持ちも新たにエシカル消費※を心がけてみましょう。

※エシカル消費：人・社会、地域、環境に配慮した消費行動(買い方、使い方、捨て方)

容器包装プラスチック その2

(先月号の概要)

プラスチックのリサイクルが始まった頃処理工場に見学に行った。非常に汚れたプラスチック容器が多く、悪臭漂う室内で選別作業が行われていた。



(今月号の本文)

今回、容器包装プラスチックの中間処理工場へ見学に行った。コンベアーに乗せて手選別で異物を丁寧に取り除く作業は、昔と同じ。プラマークが付いていないプラスチックは取り除く。ルールは厳格だ。「燃えるごみ」として焼却、ごみ発電のエネルギーとなる(サーマルリサイクル)と説明を受ける。回収されたプラスチック容器は昔のような汚さは無い。やっぱり！みんな丁寧に洗っているようだ。水を汚し、エネルギーを使っただけの移動。けっこう前段階でエネルギーは使われている。

「予想収集量を下回っていて、処理能力はまだまだあります。少しぐらい汚くても大丈夫。技術は進んでいます。市民の協力をお願いしたい」との要望が心に残る。

容器包装プラスチックのリサイクルは家庭や工場での洗浄、運搬などで、多くの電気や水、石油を使っている。そして、日本で行われているマテリアル(再製品化)リサイクルは劣化もあるため、ほぼ1回のリサイクルで廃棄されてしまう。科学的に分析すると地球環境的にはマイナスとの意見も多く現状ではそれは正しいと思う。

しかし、石油の99%以上を輸入に頼っている日本では、未来のために資源を効率的に有効利用するリサイクルシステムを作っておかなければならない。環境負荷の少ないケミカルリサイクル※などの課題克服や技術向上が待たれる。

面倒で、非効率だからと言って、すべてのプラスチックを燃やしてしまうのはもったいない。
私たち消費者はプラスチック製品削減と同時に、リサイクルシステムがきちんと稼働するように協力すること、でないと未来に負担を残すことを自覚しなければならない。

※ケミカルリサイクル：廃棄物に化学的な処理を施し、他の物質に転換してから再利用するリサイクル方法

【参考・引用】消費と生活 2022 11・12月 No.368 消費生活アドバイザー 小角 裕美

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より